

公務員の信用失墜行為等の防止措置について

	現役期間の行為 (退職後に発覚した場合を含む)	退職後の行為
①守秘義務 (国公法第100条)	○ 懲戒処分あり 罰則あり(1年以下の懲役等)	○ 罰則あり(同左)
②信用失墜 行為の禁止 (国公法第99条)	○ 懲戒処分あり 罰則なし	×
③退職手当の 支給制限等 (退手法第4章)	○ 懲戒免職、禁錮以上の刑に処せられた場合 等に支給制限又は返納制度あり	×
④職域部分の 支給制限 (国共済法第97条)	○ 懲戒免職、禁錮以上の刑に処せられた場合 等に支給停止措置あり	○ 禁錮以上の刑に処せられた場合等に支 給停止措置あり

退職後に発覚した場合は、懲戒処分を行うことはできない。

公務員には、上記の他、国家公務員法において、法令及び上司の命令に従う義務並びに争議行為等の禁止、職務専念義務、政治的行為の制限、私企業からの隔離や、国家公務員倫理法において、行為規制及び報告義務などの様々な規制が定められている。